

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種  
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成 17 年 11 月 18 日～平成 17 年 12 月 19 日(トウモロコシ4件、ワタ1件))

## 1. 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

### (2) 意見提出期間

平成 17 年 11 月 18 日 (金) ～平成 17 年 12 月 19 日(月)まで

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## 2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数                      2通

## 3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成 17 年 11 月 18 日～平成 17 年 12 月 19 日(トウモロコシ4件、ワタ 1 件))

該当箇所		意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	<p>遺伝子組換えに由来する除草剤耐性作物は、栽培中に、繰り返し除草剤を散布することで、生産者は、省力につながる一方、除草剤の過度の使用に対する不安がある。</p> <p>また、トウモロコシは、交雑可能な範囲の広さから、一般に栽培されると、広く交雑が生じる懸念がある。</p> <p>以上の理由から、遺伝子組換えの作物の栽培には、反対する。</p>	<p>我が国では、除草剤をはじめとする農薬については、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録がなければ製造、輸入、販売及び使用のいずれもできないこととされています。また、登録された農薬については、適用農作物の種類や総使用回数、使用時の希釈濃度、使用時期等の使用基準が定められており、農作物に農薬を使用する際における使用基準の遵守を義務づけることにより、農薬の適切な使用が確保されるため、除草剤が定められた使用回数を超えて過度に使用されることはありません。</p> <p>一方、カルタヘナ法では、申請された遺伝子組換え生物等を第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響等が生じるおそれがあるか否かについて、学識経験者の意見を聴いて科学的知見に基づき審査を行い、影響が生ずるおそれがないと認めるときは、その使用を承認することとしています。</p> <p>ただし、我が国で生育するトウモロコシはすべて栽培種であり、栽培されているもの間で交雑の可能性があったとしても同法による生物多様性影響を評価する直接の対象としては扱われません。また、我が国にはトウモロコシと交雑可能な近縁野生種の存在も知られていません。</p> <p>なお、一般ほ場で食用・飼料用に供する遺伝子組換え農作物の栽培を行う場合には、カルタヘナ法に基づく承認をはじめ、食品衛生法や飼料安全法に基づく安全性の確認を義務づけるとともに、これ</p>	1

			らの法律で認められている遺伝子組換え農作物であっても、非組換え農作物を栽培する農家との間で問題が生じないように、農林水産省ではあらかじめ周辺農家等の理解を得るとともに交雑防止等の措置を徹底するよう都道府県を通じ、遺伝子組換え農作物と栽培する農家に対して指導（要請）しています。	
2	コウチュウ目害虫抵抗性を導入したトウモロコシについて（3案件）	<p>チョウ目と異なり、コウチュウ目には多くの有益昆虫（天敵）が存在することから北米でも親系統の栽培承認後も非標的昆虫種への影響調査が行われている。また、期間を限定して商業栽培が認可されている。これら海外の情報を継続的に収集し、すでに我が国で承認済みの親系統についても生物多様性影響の観点から再検討する必要がある場合は、速やかに対策を講じて頂きたい。</p>	<p>コウチュウ目害虫抵抗性を導入したトウモロコシ3案件については、申請者から、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性の観点から実施した各種試験等の結果に基づく、生物多様性影響評価書が提出されており、それらを基に学識経験者の意見を聴取したところ、いずれについても「これら組換え農作物を第一種使用規程に従って使用した場合に生物多様性影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価の結論は妥当である」という結論が得られています。これを踏まえ農林水産省及び環境省ではこれら遺伝子組換えトウモロコシの使用については生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断しています。</p> <p>一方、カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、当該遺伝子組換え生物の第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対しその提供を求めることができるとされています。このことを踏まえ今回申請のあった3案件についても、海外における栽培状況等の情報を収集するとともに、我が国で栽培する場合にはあらかじめ情報収集計画を定め、それに従って栽培により生ずる影響に関する情報を収集し、報告するよう求めていくこととしています。さらに、同法により、承認時には予想することができなかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合には、承認した第一種使用規</p>	1

			程を変更し、又は廃止するとともに遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができるとされています。	
--	--	--	---	--